# 中間市指定給水装置工事事業者新規申請(登録)のご案内

- ○中間市水道事業給水条例の適用される給水区域内における給水装置の工事は中間市水道事業給水条例 第11条第1項により「指定」を受けた者が施行することとになっています。
- ○この「指定」を受けるための手続きは、以下のとおりです。

#### 【提出書類】

	個人	法人	備考	チェック
「指定給水装置工事事業者 指定申請書」	0	0	表面と裏面があります (両方とも記入してください)	
「機械器具調書」(別表)	0	0	機械器具の写真	
「誓約書」(様式2)	0	0		
「給水装置工事主任技術者 選任·解任届出書」(様式3)	0	0		
「住民票」の写し	0	_	発行日から3ヶ月以内のものを添付してください	
「定款」の写し	_	0	直近のものを添付してください。また、財団法人 の場合は「寄付行為」の写しを添付してください	
「登記簿謄本」	_	0	発行日から3ヶ月以内のものを添付してください	
「給水装置工事主任技術者 免状」	0	0	給水装置工事主任技術者免状のコピー 原本も持参してください	
事業所の位置図	0	0	事業所の位置図 正面、側面、事務所、室内の写真	
還付口座届出書	0	0		
社会保険証又は源泉徴収表の写し			法人では、 <u>役員以外の方が主任技術者</u> となる場合、個人では、 <u>代表者以外の方が主任技術者</u> となる場合に添付。※国民健康保険は不可	
【申請(登録)手数料】(申請時)				
			8,000円	

E 1 1914 (==== 4.4	
	8,000円

### 【申請用紙販売価格】(認定時)

給水装置工	事申込書	1冊	400円
設書	r 書	1∰	400円

### 【申請場所】

中間市役所(別館1F) 環境上下水道部上水道課給水係 電話(直通)093-246-6263

#### 【申請書類の記入方法】

1「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)

		個 人	法人	
		「住民表」の写しのとおり	「登記簿」の謄本のとおり	
表	中明日   1㈱	記入する(字体も)	記入する	
	「役員」欄	記入不要	代表取締役から監査役まで	
		心八八女	の役員全部を記入する	
	「 「事業の範囲」欄	所得税の確定申告書等を	登記簿の謄本の「目的」欄	
	サ未り単四 ]      	参照して記入する	を参照して記入する	
		表面の「申請者」と同じ場合でも記入する。また、		
裏	「事業の範囲」欄	給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合は、		
		その事業所も記入する(例:~支店、~営業所など)		
面	「給水装置工事主任技術者	選任されることとなる給水装置工事主任技術者 2の		
	の氏名・交付番号」欄	氏名・免状の交付番号を記入する。		

- 注 1 卿には代表者の印を押してください。
  - 2 指定給水装置工事事業者は、「指定を受けた日から2週間以内」に給水装置工事主任技術者を選任 選任し「選任届」を提出することとされていますが(水道法施行規則第21条第1項)、中間市 では指定業者申請と伏せて選任届を提出していただいています。
  - 2「機械器具調書」(別表)

それぞれの機械器具について、必ず1種類以上記入してください。

#### 【参考:指定基準】

1「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)関係

中間市の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる(予定の)者を置く者であること。

2「機械器具調書」(別表)

厚生労働省令で定める次ぎの機械器具を有する者であること。

・管の切断用具 ・ ・ 金切りのこ等

・管の加工用具 ・ ・ やすり、パイプねじ切り器等

・管の接合用具 ・ ・ トーチランプ、パイプレンチ等

・水圧テストポンプ

3「誓約書」(様式第2)関係

次のいずれにも該当しないものであること。

- ・成年被後見人もしくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日か ら2年を経過しない者
- ・中間市指定給水装置工事事業者規定の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年 を経過しない者
- ・給水装置工事に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足る相当の理由がある者
- ・法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者があるもの

## 登録申請時の注意事項

- 1 給水装置工事主任技術者の免状の写しを提出する際に免状原本を持参し確認をうけること。
- 2機械器具調書に機械器具の写真を添付すること。
- 3 事業所の全景写真(正面、側面)を添付すること。
- 4 主任技術者の健康保険証のコピー(源泉徴収票も可)

## 施工するときの注意事項

- 1 無届工事をしないこと。(給水条例第8条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする 者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。)
- 2 指定工事業者の名義貸しをしないこと。(申請書の業者名と実際の施工業者が異なる場合は申請書の業者が全責任を負うことになる。
- 3 給水工事申請は工事用の申請と同時又は申請後すみやかに宅内配管工事(家事用)の申請を行うこと。
- 4 上記申請物件については、水道管理者の承認後に工事に着手すること。(事前着工の禁止)
- 5 配水管からの分水工事は給水装置工事主任技術者が行うこと。
- 6 一般住宅以外の用途の給水工事申請の場合。緊急時や断水工事などによる給水停止の備えを最小限にに止めるため、受水槽の設置を原則としているが、既設建物の用途変更の場合も受水槽の設置の必要性を説明すること。ただし、新設、用途変更ともに小規模等の場合で申請者の要望があれば事情を熟慮し、受水槽の設置を免除することもある。その場合は、給水停止や事後に発生することについて、市や施工業者に対して苦情や補助などを申し立てない旨の誓約書をとるものとする。
- 7 既設給水管(分水栓からメーター前後まで)が鉛管で、建替えや増改築等に併せて宅内 水道管を改造する場合、鉛管の人体への影響や口径不足に伴う出水不足を解消するた め取替工事を水道管理者の負担で行います。
  - 尚、取替工事は給水装置工事申請後に行います。